

ヨーロッパ審議会と文化政策（1）

倉 智 恒 *

Cultural Policy of the Council of Europe

Tsuneo KURACHI

要 旨

統一通貨ユーロの流通によってヨーロッパの統合は一段と進展を見た。しかし通貨同盟参加国は12カ国、ヨーロッパ連合は15カ国（2004年には25カ国になる）にとどまるが、それにたいしてヨーロッパ審議会は44カ国、その許にあるヨーロッパ文化協定は、加盟国47カ国を数える。ヨーロッパ統合の理念が、戦争の荒廃や人種差別、民族紛争を廃して基本的人権と自由が眞の意味で保証されるような民主的な世界の創出にあるならば、欧州統合は単に通貨統合のような金融財政、経済統合のレベルにとどまるものではないであろう。1989年中東諸国を統合することによってヨーロッパは大きく変わった。EUが15カ国の中ヨーロッパであるならば、欧州審議会文化協定加盟国47カ国の大ヨーロッパがいかに重要な意味をもつか言うをまたない。今後のヨーロッパの行方を見定めるには、この文化協定のもとでの諸活動を把握することが是非とも必要である。本論の副題を「ヨーロッパ審議会の諸活動に見る欧州統合と文化政策の諸問題」とする理由である。ヨーロッパ審議会の活動範囲は実に多岐多様で広範囲にわたる。しかしその調査報告はほとんどまだ我が国ではなされていない。「ヨーロッパ審議会」の組織構成政策一般についても知られていない。したがって、まず「ヨーロッパ審議会」（Council of Europe, Conseil de l'Europe）についてその成立から今日までの歴史、ならびに同審議会の機能役割の概略を記述することをもって序論とするとともに、先だってヨーロッパ審議会文化協定前文を付論として訳出しておく。

キーワード：ヨーロッパ審議会、ヨーロッパ文化協定、ヨーロッパ現代語センター、ヨーロッパ共通言語引証基準、ヨーロッパ言語ポートフォリオ

*教授 比較文化

はじめに

ヨーロッパの統一通貨ユーロの紙幣と硬貨の流通が2002年1月1日から始まった。これまでもヨーロッパで買い物をしたときに渡される領収書には、土地の通貨とユーロの2つが記載されていたから、私たち自身ユーロになじみがないわけではない。しかし、あらためて新通貨の姿を目にし、それを手にとったとき、ついにユーロが始動したという感慨は大きかった。紙幣7種類、コイン8種類の表面には、いずれも12の星が配されている。いうまでもなくユーロ通貨統合加盟国12ヶ国を表象する⁽¹⁾。ところでこの新通貨の流通によってヨーロッパ12ヶ国3億人の人々は、欧洲人としての新しいアイデンティティの成立を強く実感しうるのだろうか。それともユーロに「ノー」を出したイギリス、デンマーク、スウェーデン3国のように、自国通貨こそ自らの存在証明であって、通貨統合によって欧洲人としての一体感を共有することはできないと感じているのだろうか。いずれにしても、新通貨の流通によって欧洲統合構想が一段と進捗することは確かであろう。ヨーロッパ連合（EU）は2004年には中東欧諸国10ヶ国的新規加盟国を加えて25ヶ国となる。欧洲統合の理念は、通貨統合のような金融財政、経済統合といったレベルにとどまるものではない。自由と民主主義、人権の尊重といった社会の基本原則から言語や民族文化といった上部構造にいたるまで甚大な影響を及ぼすだろう。眞の欧洲統合とは境界なき経済統合と柔軟な民族の文化とアイデンティティの保全のバランスの上にしか成立しえない、とも言える。

本論文では、欧洲統合のある意味ではもっとも根幹にある文化、それもきわめて具体的な「ヨーロッパ審議会の諸活動に見る欧洲統合と文化政策の諸問題」を取り上げる。われわれは文化問題に力点を置くとき、ヨーロッパ連合（EU）よりもさらに広範で長い歴史をもつヨーロッパ審議会（Conseil de l'Europe, Council of Europe）をその対象とすべきであると考える。ヨーロッパ連合（EU）の前身はヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ECSC）とされる。1952年に創立されて今年で50年になる。ヨーロッパ統合という共通の理念を掲げてヨーロッパ審議会が結成されたのは、1949年である。一昨年に一歩はやく設立50周年を祝ったばかりである。ヨーロッパ連合加盟国が15ヶ国であるのに対してヨーロッパ審議会加盟国は43ヶ国を数える。なかでもその傘下にあるヨーロッパ文化協定（Council for Cultural Co-operation, Conseil de Cooperation culturelle）の加盟国は47ヶ国にのぼる。COEの言を用いれば、EUが「小ヨーロッパ」だとすれば「大ヨーロッパ」であるヨーロッパ審議会がいかに重要な意味をもつか言うをまたない。「ヨーロッパ審議会の諸活動に見る欧洲統合と文化政策の諸問題」という総題を掲げる理由である。ヨーロッパ審議会の活動範囲は実に多岐多様で広範囲にわたる。しか

ヨーロッパ審議会と文化政策（1）

しその調査報告はほとんどまだ我が国ではなされていない。「ヨーロッパ審議会」の組織構成政策一般についても知られていない。したがって、まず「ヨーロッパ審議会」（Council of Europe, Conseil de l'Europe）についてその成立から今日までの歴史、ならびに同審議会の機能役割の概略を記述することをもって序論とする。

ヨーロッパ連合、ならびにヨーロッパ審議会の文化政策における最重要課題は言語の問題である。とくに2001年はヨーロッパ審議会文化協定事業「ヨーロッパ言語年」（European Year of Languages 2001; 2001: Année Européenne des Langues）として特別なプロジェクトが構想された。2002年以降は9月26日をもって「ヨーロッパ言語デー」（European Day of Languages; Journée Européenne des Langues）と定められた。またヨーロッパ文化協定事業として、その領域は教育、文化、文化遺産、高等教育、学術教育、スポーツ、青少年問題など多岐にわたる。とりわけ、ヨーロッパ青少年センター、映画振興プロジェクト「ユリマージュ」、オーストリア・グラーツ市に置かれる「ヨーロッパ現代語センター」、文化遺産保全研修資金などの運営についてこれまで充分な調査報告がなされているとは思えない。本論においては、ヨーロッパ統合の根幹をなす文化問題について、これらの領域においていまどのような実験がなされているかを検討しようとするものである。

I. ヨーロッパ審議会小史

1944年8月25日連合軍によるパリ解放によって、第二次世界大戦の5年間にわたる抗争に終止符が打たれた。同8月26日、ドゴール将軍はシャンゼリゼを行進し、ノートルダム大聖堂でミサを挙げ、全世界にパリ解放を告知した。⁽²⁾

戦後各国がただちに着手したことは、戦禍に踏みにじられたヨーロッパ経済の建て直しと社会の安定化、そしてなによりもまずあらたな悲劇の発生を防ぐための各国間の安全保障の確立であった。

1946年9月19日スイス・チューリッヒ大学において、英首相ウインストン・チャーチルは「戦争による悲惨な状況を奇跡のごとく全面的に転換し、数年のうちにヨーロッパ全土を現在のスイスのように自由で幸福なところにしよう。一種のヨーロッパ合衆国を建設しよう」と呼びかけた。ソ連圏の秘密主義と閉鎖性を批判して「バルト海からアドリア海まで鉄のカーテンがおりている」と述べたアメリカ・ミズリー州フルトンでの演説（1946. 3）から半年のことだ。

このようなヨーロッパ統合のプログラムは、すでに述べたように1952年に発足したヨーロ

ッパ石炭鉄鋼共同体（ECSC），ヨーロッパ経済共同体（ECC），ヨーロッパ共同体（EC），ヨーロッパ連合（EU）という発展過程を経るのであるが，一方で政治経済的な状況にそれほど拘束されずにさらに広範で柔軟な統合を理念として掲げ，また実効を挙げているのがヨーロッパ審議会である。チャーチルの掲げるヨーロッパ統合という理念のもとにさまざまな運動がおこり⁽⁴⁾，これらの運動体が結集して1947年12月ヨーロッパ統合運動国際会議（Comité international de coordination des mouvements pour l'unité, International Committee of the Movement for European Unity）へと発展し，1948年5月7日から10日にかけて「ハーグ会議」（Congrès de la Haye, the Hague Congress）が開催された。この第一回会議は「ヨーロッパ・コングレス」（Congrès de l'Europe, The Congress of Europe）として記憶にとどめられている。ウイストン・チャーチル，レオン・ブルム，ポール・アンリ・スパーク，デ・ガスペリらのイニシアティヴのもとに，20カ国から800人以上の代表が一同に会し，多数のオブザーバー，政治家，宗教家，大学人，作家，ジャーナリストが参加した。その目的は，ヨーロッパ統合に向けて広範な運動を促進し，その統合を実現するための目標を定めることにあった。この会議の最終日には，安全保障と経済的独立，社会の進歩を促進するために経済的政治的統合を実現すること，各国議会によって選出されたメンバーによる議会（Consultative Assembly, Assemblée consultative）を設置すること，人権に関するヨーロッパ憲章と裁判所を設置することが決定された。この最初の国際会議ですでに，新しいヨーロッパ建設の基本路線が策定されたといえるが，同時にまたフランス，ベルギー，イタリアのようにヨーロッパ連合の設立を無条件に志向する動きと，イギリス，アイルランド，スカンディナビア諸国のように単なる政府間協力機構を志向する動きとに2分する動きが顕在化したのも事実である。もうすこし立ち入って当時の政治情勢を見るならば，アングロ・サクソンの絆を重視するイギリスに対して，フランスはそれをアメリカのトロイの木馬として警戒し，アメリカによる世界支配体制（パクス・アメリカーナ）への対抗勢力としてヨーロッパ統合を志向していたし，かたや第一次・第二次世界大戦がフランスとドイツとの間の抗争に端を発したものであったことから，二度とこのような惨事を引き起こさないために独仏間を緊密な有機的関係のうちに結びつける安定的構造を創出することが喫緊の課題だったと思われる。したがって当初国家主権を脅かす危険があるということでヨーロッパ共同体への参加を躊躇していたイギリスが，共同体のめざましい経済発展を目の当たりにして方向転換をし，1963年に加盟申請をするが，イギリスの加盟が承認されるまでにはそれから10年の歳月を要し，1973年であったという事実も無視されるべきではあるまい。

これより先に1948年3月にはイギリス，フランス，ベルギー，オランダ，ルクセンブルグ5ヶ国は「経済的，社会的および文化的協力ならびに集団的自衛のための条約」（ブリュッセル

条約）を締結していた。これはドイツの再侵略に備えて創設されたものであるが、その一方でアメリカと旧ソ連の対立は、急速に東西間の緊張を高めていった。共産主義勢力の封じ込め政策であったアメリカのマーシャル・プランはコモンフォルム（国際共産党情報局）（1947. 9）の結成をうながしたし、ヨーロッパ経済協力機構（OEEC, 1948. 4）は東ヨーロッパ経済相互援助会議（コメコン COMECON, 1949）を生み出す。それに対抗して西側はヨーロッパ石油鉄鋼共同体（ECSC, 1951）を結成する。このような対立は、北大西洋条約（NATO）（1949. 4）とワルシャワ条約（1955）という社会主義諸国と自由主義陣営との対立という図式に発展していくだろう。東西世界の対立が深まるなかで、先のブリュッセル条約を修正拡大し、イタリア、西ドイツを加えて西ヨーロッパ連合（Western European Union）が結成された。こうした東西間の緊張の高まりから、いっそう強力な西側国家間の協調の必要性が叫ばれ、ヨーロッパ・コングレスの2ヶ月後、ロベール・シューマン仏外相は、イギリスとベルクス3国つまりブリュッセル条約調印国に対して、ハーグ会議の提案を継続するように呼びかけた。フランスは、ベルギー首相ポール・アンリ・スパークの支持を得て、各国の議員によって構成され、広範な権限を持ち、過半数によって議決されるヨーロッパ議会（Assemblée Européenne, European Assembly）の創立を訴えた。それまで各国政府によってもっぱら決定されてきた国際問題について、ヨーロッパ議会に基本的な役割を与えようと言う計画は、革命的と思われた。議会が諮問機関の機能しかもない政府間協調機関を提唱する連合王国はこのような方向を拒否していたが、ながい議論の末にはじめてその立場を緩和するに至り、最終的には1949年1月27日、28日にブリュッセル条約署名国外相5名がブリュッセルに集まり、合意に達した。

1. ヨーロッパ審議会の発足 1949年5月5日

1949年5月5日ロンドンのセント・ジェイムズ宮殿においてヨーロッパ審議会規定が10カ国によって調印された。以下その前文を訳しておく。

ベルギー王国、デンマーク王国、フランス共和国、アイルランド共和国、イタリア共和国、ルクセンブルグ公国、オランダ王国、ノルウェー王国、スエーデン王国、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国政府は、正義と国際協調にもとづく平和の追求は、人間社会と文明の維持保存にきわめて肝要であると確信し、
各国国民の共有財産であり、あらゆる真の民主主義の基礎である個人の自由、政治的自由、法の支配の真の源泉である精神的倫理的価値への献身を再確認し、
この理想を堅持しさらに現実のものとするために、そして社会的経済的発展に寄与するた

めに、同じ思いをもつヨーロッパ諸国間においてさらに緊密な統合が実現されるべきであると確信し、

このような要請と各国民の念願に応えるために、今後ヨーロッパ諸国をさらに緊密な連携において統合する機関を創出することが重要であると考え、

その結果各国政府代表会議と議会からなる「ヨーロッパ審議会」を設立することを決定し、上記の目的のために本規定を採択した。⁽⁵⁾

かくしてヨーロッパ審議会は、ストラスブールを本部所在地とし、第一回ストラスブール会議をもってその運動を開始した。まず第一に「ヨーロッパ人権協定」(Convention européenne des Droits de l'Homme Européen, Convention on Human Rights) が1950年11月4日ローマで調印を見、1953年9月3日施行されるに至った。これは、国際連合第3回総会（1948年12月）で採択された「世界人権宣言」(Declaration Universelle des Droits de l'Homme, Universal Declaration of Human Rights) に呼応して策定されたものである。第二次大戦において露呈した基本的人権の無視・侵害とその国際的侵略行為にたいする厳しい批判と深い反省から、世界平和の維持には諸国家間の経済的社会的協力、基本的人権の尊重が不可欠であるという認識に立ち、基本的人権の尊重を国際社会の基本的原理と規定するものである。

ヨーロッパ審議会という新しい国際機関は、「あらゆる党派や政治的傾向の意見表明が許され、ヨーロッパ市民がその本来の願望を自由に表明しうる民主的な機関」とされている。「規定」の第1章には、a項において加盟国の共有財産である理想と原則を守り、実現すること、ならびにその経済的社会的進歩を図ることを目的として協定加盟国間の緊密な統合を実現するとして、ヨーロッパ審議会の諸機関を通じて、「経済的、社会的、文化的、学術的、法的、行政的領域ならびに基本的人権と自由の擁護と促進に関する論議、協調、共同作業」(b項)を遂行するとある。さらにc項には「加盟諸国がヨーロッパ審議会の諸事業に参加することによって、国際連合やその加盟する他の国際的諸機関や連合組織の事業にたいする寄与を変更するものではない」と記されているところから、この規定は比較的ゆるやかな縛りの中でより広汎な統合を意図しており、憲法の制定や国家主権の融合を企図するものではないことがわかる。かくて独自の権限を与えられた特定の組織の整備が早急に必要とされた。政治的、社会的領域で生じている緊急の問題に対処するために、ドイツ連邦共和国の加盟後まもなく、ロベル・シューマン仏外相はヨーロッパ審議会の全加盟国に対してヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体(ECSC) の設立を提案した。西ヨーロッパに石炭・鉄鋼の単一市場を設け、この戦略物資をめぐる生産・価格・関税・労働条件などを共同で管理しようと言う国際機関だった。政治的財政

ヨーロッパ審議会と文化政策（1）

的手段を異にしながら、統合に前向きな6ヶ国ベルギー、フランス、イタリー、ルクセンブルグ、オランダ、ドイツ連邦共和国がこの共同体に参加し、1951年5月9日この最初の共同体の協定書に署名した。歴史的にはこの「大ヨーロッパ」の導入を実現した経験とエネルギーを支えられて、EUという「小ヨーロッパ」の結集が図られようとしていた。

2. ヨーロッパ審議会の拡充

1949年から1970年の間にヨーロッパ審議会は新たに8ヶ国の加盟国を加えた。ギリシャ、アイスランド、トルコ、ドイツ、オーストリア、のキプロス、スイス、マルタである。⁽⁶⁾ この期にヨーロッパ審議会は、審議会内の組織の拡充と主要な下部機関の整備を行っている。

1960年にはヨーロッパ人権裁判所の最初の公判が行われた。同じ70年代の初頭には各種特別専門閣僚会議が開催される。1959年には各加盟国の社会問題家庭家族問題担当内務大臣を集めて第1回閣僚会議が開催された。1961年10月8日には、ローマでヨーロッパ社会憲章（la Charte sociale européenne, European Social Charter）が調印され、1965年2月26日に施行された。社会問題という領域において、ヨーロッパ人権協定と対をなすものである。ストライキ権、社会保護権を含む19の権利擁護を掲げるが、人権協定ほど有効なコントロール・システムを持つものではなかった。いずれにしてもこの憲章はヨーロッパ全域の社会権法制度として徐々に整備されていく。同時期に1961年に文化協力理事会（Conseil de Coopération culturelle, Council for Cultural Co-operation）が発足した。「協定書」第6条にあるように、その当初からヨーロッパ審議会非加盟国も参加することができた。現在は審議会非加盟国で文化協定加盟国となっているのは、ベラルーシ、ヴァティカン市国、モナコの3国である。同様に1964年にはヨーロッパ薬物協定（la Pharmacopée européenne, European Pharmacopoeia）が、1967年にはヨーロッパ青少年センター（le Centre européen de la Jeunesse, European Youth Centre）が創立された。

1967年には、ヨーロッパ審議会は政治情勢において最初の重大な危機に直面した。ギリシャの国情が悪化し、不安定な政局の中でパパドプロス将軍ら軍の一部が合法的政府をたおして権力をにぎり、左翼や共産主義者を中心に数千の政治家を逮捕するという事件が勃発するのである。軍事政権は国民の自由を制限し、報道機関の検閲や政治組織の解散、多数の組織を不法とする一連の決議をおこなった。国王のコンスタンティノス2世は軍事政権を打倒しようところみたが失敗し、イタリアに亡命する。ヨーロッパ審議会は1969年12月12日ギリシャの除名を決定をするが、その数時間前にギリシャはヨーロッパ人権協定を破棄し、ヨーロッパ審議会を脱退する。ギリシャがヨーロッパ審議会に復帰するのは5年後、1974年11月28日独裁

制の崩壊と民主主義の復活によってである。その間にキプロスの危機が生じ、トルコの軍事介入によって北部キプロスとトルコ連邦国に二分されるという負の刻印を経験するのである。国連事務総長の労を助けその解決にヨーロッパ審議会は慎重な努力を重ねたが、成功には至らなかった。

1981年にはさらにまた新しい危機が生じた。数週間前に生じた軍事クーデターを懲罰に付するため議員総会は、トルコの議会代表に対してに議席の抹消を決議した。トルコがふたたび議会代表権を得るのは、1984年自由選挙のことになる。ギリシャの復帰は西ヨーロッパの独裁体制の消滅を告げるものであった。

ポルトガルもまた1974年4月の平和革命の2年後、48年間のサラザール（コインブラ大学の経済学教授）独裁体制に終止符を打って、1976年9月22日にヨーロッパ審議会に加盟した。スペインもまた、1975年フランコ将軍の死去について、1977年11月24日ヨーロッパ審議会に加盟した。

1977年1月28日には、フランスの建築家ベルナールの監督のもとにヨーロッパ・パレスが完成し、ヨーロッパ審議会はその臨時本部所在地から同パレスに本拠地を移した。このことはヨーロッパの政治的、制度的舞台におけるヨーロッパ審議会の役割の大きさを象徴するものであった。

1979年11月23日にはリヒテンシュタインの加盟、1988年1月16日にはサンマリノ共和国、1989年5月5日にはフィンランドの加盟と、新たな加盟国が加わった。ヨーロッパ審議会は中欧東欧諸国の歩み寄りの基礎を固めた。

3. 中東欧諸国の接近

1985年にはヨーロッパ審議会の歴史において新しい重要な局面が訪れる。中欧東欧に生じた民主化運動の幕開けとともに1985年1月ハンス・ディートリッヒ・ゲンシャー閣僚委員会議長は、東西関係の検討のみを議題とする特別議会への参加をよびかけた。東欧ルーマニア、ポーランドと、ゴルバチョフが政権の座に着いたばかりのソ連において、ヨーロッパの文化的アイデンティティという理念の芽生えが見え始める。多様性の中の同一性はヨーロッパの富であるという確信から、ヨーロッパ審議会は、ヨーロッパの共有する伝統とアイデンティティは、それぞれ異なる政治体制間の国境の内にとどまらない、ということを明言し、ヨーロッパ安全協力機構（CSCE）議定書の最終文書、つまりヘルシンキ最終文書の意に照らして、各国民各政府間の持続的な相互理解を促進するために文化協定を強化することが得策であると強調した。1987年「ヨーロッパ安全協力機構に関する886号決議」には、「建築

ヨーロッパ審議会と文化政策（1）

遺産の保全、言語、美術展、文化・教育研究、青少年の交流などの分野における諸活動によって大陸的規模の文化的アイデンティティを促進することがヨーロッパ審議会の使命である」と記されている。⁽⁷⁾

東西間の歩み寄りが実現しつつあった。ヨーロッパ審議会は、東欧諸国において始まった民主化の歩みと、ソ連においてペレストロイカの名の下に行われようとしている社会・経済改革を歓迎すべきものとして支援していくことがヨーロッパ審議会の役割であり、使命であるとした。1989年5月5日ヨーロッパ審議会設立40周年を記念して閣僚委員会が採択した「ヨーロッパ建設におけるヨーロッパ審議会の未来の役割に関する宣言」には、このような方向の転換が明示されている。第10項には「東欧諸国において採択された改革政策と、このようにして開かれた相互協力の新しい展望を歓迎する。新たにスタートした改革が、ヨーロッパにおけるより大きな開放と人権の尊重、純正な民主主義の発展につながることを期待する」と記され、3つの優先課題を策定している。ひとつは「ヨーロッパ人権協定とヨーロッパ社会憲章に即して多元的な民主主義と人権の保全・強化をはかること」、第2に「ヨーロッパの文化的アイデンティティに関する認識を促進し強化すること」、第3に「現代のヨーロッパ社会につきつけられているさまざまな挑戦に答えうる共通の集約的な解答を追求すること」である。⁽⁸⁾ 以降これをヨーロッパ審議会の指導原理として、急速に東西の接近が図られるのである。

「ヨーロッパ審議会小史」は、1989年6月6日ヨーロッパ審議会議員総会において行われたミカエル・ゴルバチョフの演説に言及し、新しい軍縮の提案と人権の伸張とともに、ヨーロッパを「共通の家」と称するその統合の理念を表明する場として、ゴルバチョフがヨーロッパ審議会を選んだことの意味を特記している。実際ゴルバチョフの演説の4ヶ月後の1989年11月にはベルリンの壁が崩壊する。かくしてヨーロッパ審議会は、1989年議員総会において、ヘルシンキ最終文書と国連人権協定を受入れたハンガリー、ポーランド、ソ連、ユーゴスラヴィアに限定的な招待国としての地位を承認した。そしてヨーロッパ審議会事務総長は同11月23日に調書を公にし、「ヨーロッパ審議会は、ヨーロッパ諸国が民主主義の原則をとるかぎり、ヨーロッパ諸国のすべてを受け入れる唯一の機関である」という審議会の役割をひろく訴えている。

1990年9月6日、ハンガリーのヨーロッパ審議会加盟に際して、ハンガリー外相は、「この事件はヨーロッパ大陸統合の再興にむけての第一歩を印すものである」と述べた。中東欧の新しい加盟国の民主化路線を援護する上に緊急に必要とされる特別プログラムが策定されていく。⁽⁹⁾

ついで仏大統領フランソワ・ミッテランの提唱で、閣僚委員会議長国を務めたオーストリアが開催国となってヨーロッパ審議会サミット会議が、1993年10月8・9日ウィーンにおいて

開催された。ここにおいてヨーロッパ審議会の拡張政策が合意され、3つの優先課題を策定した。ひとつはより迅速で効率的な運用をめざしたヨーロッパ人権協定の改訂であり、もうひとつは少数民族の保護、ならびに人種的不寛容にたいする戦いである。このようにして、大陸的規模における民主的安全地域の確立に向けて、民主化路線を掲げるヨーロッパ諸国を積極的に受け入れ支援していくことがヨーロッパ審議会の基本政策となる。

1996年ロシア連邦の参加とともに、ヨーロッパ審議会は眞の意味で汎ヨーロッパ的規模を獲得する。「小史」には「それ以来7億人以上のヨーロッパ人が、新しいヨーロッパの建設に関わっていくことになる。ヨーロッパ審議会の活動は、いまやより広く多様であるばかりでなく、より複雑で不安定な環境にも拡大されつつある」とある、EU15カ国人口は3億7300万人、25カ国になっても4億4800万人であるからヨーロッパ審議会の重要性がいかに大きいかわかる。

EU通貨統合の進展にともない、いま一段の欧州統合が、ヨーロッパ審議会のもとで進みそうな気配である。

II. ヨーロッパ審議会の役割

ヨーロッパ審議会のオフィシャル・サイト上の掲げられた「ヨーロッパ審議会について」は、「ヨーロッパ審議会は、ストラスブールに本部を置く国際機関である。その中心的な役割は加盟国全領域に民主主義と人権、法秩序を伸張することにある」という前文で始められている。⁽¹⁰⁾しかし上述のように1989年以来の中東欧諸国の加盟によって大きく様変わりし、加盟国44カ国を数える大國際機構に発展したいまや、審議会文化・文化遺産・自然資源部門の長であるレイモン・ウエバール氏は、これまでの機構とは根本的に異なった機構として新しい協調のエリアを創出すべきであるとしている。審議会の果たしてきた従来の役割と、今後のヨーロッパの新たな発展に向けた課題と両面からその役割を見る必要があるだろう。

第二次世界大戦の終結後10ヶ国によって創設され、1949年5月5日ロンドンで批准されたヨーロッパ審議会は、その初めの40年間は西ヨーロッパの機関として23加盟国を数えるのみであったが、いまや旧共産圏の20カ国を加え全ヨーロッパ的機関であり、さらにオブザーバーとしてローマ聖座、アメリカ、カナダ、日本、メキシコが参加する国際機関でもある。その目的は当初、「人権と議会制民主主義、法秩序を擁護すること、加盟諸国との社会的、法制的実践の調和を図るために大陸的規模の協定を締結すること、文化の違いを越えて共有される諸価値に基づきヨーロッパのアイデンティティの認識を促進すること」とされていたが、さらに

ヨーロッパ審議会と文化政策（1）

1989年以来「ヨーロッパのポスト・コミュニスト民主主義の政治的拠点ならびに人権の監視機関としての役割、中東諸国における経済改革ならび政治的法制的改革と憲法改正の実施と強化の支援、人権、地域民主主義、教育、文化、環境などの分野における専門知識情報の提供」が主たる役割とされた。とりわけ1993年10月のウイーン・サミットにおいて、加盟諸国が民主主義と人権と法秩序を基本的原則として受け入れることがヨーロッパの安定と平和のために重要であるという認識のもとに、少数民族の擁護を目的とする一連の原則と民主主義への移行を積極的に支援し、その事業を各国が尊重するよう監視する仕組みを強化するあらたな政治目標が策定された。⁽¹¹⁾

1997年10月ストラスブル・サミットにおいては、8億のヨーロッパ市民の安寧をはかるために4つの分野における協力協調を促進する新しい優先課題を策定した。「民主主義と人権、社会的な団結、市民の安全、そして民主主義的諸価値と文化の多様性である。」要するに社会の多様な問題、社会的な差別排除や、不寛容や、移民の同化や個人の生活を脅かす新しいテクノロジーの脅威、生命倫理、テロリズム、麻薬売買、犯罪行動などの諸問題から、ヨーロッパの文化遺産の多様な評価保全に関する問題まで、その領域は多岐にわたる。

ヨーロッパ審議会は、第二次世界大戦後ヨーロッパで設立された最初の国際機関であった。しかし現在は他の数々の機関とジョイントされ、相互に連携し、その役割を効果的に果せるように努めている。その重要な機関はいうまでもなくヨーロッパ連合（EU）とヨーロッパ安全保障協力機構（Organisation for Security and Co-operation in Europe-OSCE）である。1988まではEUヨーロッパ理事会と会議場を共有していたが、EUヨーロッパ理事会とは全く異なった機関である。しかしヨーロッパ連合の加盟国15ヶ国は、同時にヨーロッパ審議会加盟国であり、ここにおいても指導的な役割を果たしていることは変わりがない。

ヨーロッパ審議会は以下の組織を有する。

意志決定機関：閣僚委員会（Commité des Ministres, Committee of Ministers）

審議機関：議員総会（l'Assemblée Parlementaire, Parliamentary Assembly）

地方民主国家代表：ヨーロッパ地方自治体会議（Le Congrès des pouvoirs locaux et régionaux de l'Europe, Congress of Local and Regional Authorities of Europe）

これら3機関の果たしている機能は以下の通りである。

各種機関は、各加盟国から派遣されている1300人のスタッフからなる国際事務局によって運営されている。その上に事務総長が置かれ、5年任期で議員総会において選出される。

a. 閣僚委員会

閣僚委員会は44加盟国の外相からなり、通常会期は1年に2回であるが、特別会あるいは

非公式会議を開催することも可能である。その議長は各加盟国がアルファベット順に交代でつとめる。2002年度議長国はマルタである。

外相代理が少なくとも毎月一回会合を持つ。ヨーロッパ審議会の活動プログラムを策定し、その予算を決定する。2002年予算は1億6900ユーロに上る。

b. 議員総会

ヨーロッパ審議会議員総会は、加盟国諸国の議会から選出された612名の議員からなり、正式代表306名、代理306名となっている。現在オーストリア代表のピーター・シーダーが議長を務める。議員総会は、年に4回開催され、広範な社会問題について論議される。閣僚委員会からの提言の実現、非加盟国議会代表の受け入れ、その参加を可能とするホストとなる。さらには加盟国が加盟時に交わした約束が遵守されているかどうかモニタリングの役割も果たす。

c. ヨーロッパ地方自治体会議

ヨーロッパ地方自治体会議は、議員総会と同様に306人の代表と同数の代理からなる。それは2つの議院からなり、ひとつは地方自治体代議院であり、もうひとつは地域代表議院である。その機能は地方自治体レベルで民主的機構を強化し、とりわけ新しく加盟した民主主義国家を支援する。現在議長はオーストリアのヘルヴィッヒ・シュターである。

実践的活動

ヨーロッパ審議会はその加盟国間の政治的協調を図り、共通の慣行や基準の採用を促進する。そのためにさまざまのレベルで議員、大臣、政府専門家、地方自治体代表、青年活動団体代表、国際非政府団体代表を統合し、かれらの専門知識や経験の共有を促す。

186件以上のヨーロッパ協定、1万件以上の二国間相互協定が、コンピューター・データの保護、スポーツ・イベントにおける観衆の暴力行為防止、自然保護、メディア、文化協定、虐待防止、少数者保護などの問題について各加盟国の立法を改訂あるいは調整する上でベースとなっている。

協定に適応しない問題については、閣僚委員会がいかなる行動方針を採るべきか諸政府に進言をする。ヨーロッパ審議会はまたその国際協定によって策定された一連の機関や制度的な機構を創設している。ヨーロッパ人権裁判所はそのもっとも注目すべき事例のひとつである。

1. ヨーロッパ人権条約 (La Convention européenne des droits de l'homme, The European Convention on Human Rights)

世界人権宣言（1948）にもとづき個々人の基本的人権と自由の擁護を目的として、1950年ヨーロッパ人権条約を策定した。この条約に定めるところに違反する行為の犠牲者が発生した場合、当該政府にたいして訴訟を起こすことを可能にし、ヨーロッパ人権裁判所を設立した。

ヨーロッパ審議会と文化政策（1）

権利が侵されたと信じる者は、自国の法制度のもとでいかなる法的も改善成されない場合には、この協定のもとに提訴することができる。同裁判所は訴訟の提起が受理可能かどうかを判断し、事実を審議の上、調停を試みる。それが不調に終わった場合には、強制的効力をもった決定を行う。

2. ヨーロッパ人権弁務官（Le Commissaire européen aux droits de l'homme, The European Commissioner for Human Rights,）

1997年サミットの決定にしたがい、1999年5月にヨーロッパ人権弁務官が設置された。スペインのアルヴァロ・ギル-ロブレスが任命された。

3. ヨーロッパ社会憲章（La Charte sociale européenne, The European Social Charter）

1961年に策定され、家庭、青少年労働者保護、労働争議権、社会保障などの領域で23の基本権を定め、法制度の改善整備を実現した。

4. 拷問禁止委員会（Le Comité pour la prévention de la torture, The Committee for the Prevention of Torture）

「およびその他の残虐、非人道的、名誉毀損に当たる扱いや虐待を禁止するヨーロッパ拷問条例」（la Convention européenne pour la prévention de la torture et des peines ou traitement inhumains ou dégradants, The European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading or Punishment）にもとづき肉体的精神的な苦痛を伴う行為を禁止し、自由を拘束されている者の権利回復を図り、その保護を強化する方策を定めるために1993年に設立された。ヨーロッパ全土の拘置所を監査する権限もを与えられている。

5. 人権と生物医学に関する協定（Le Convention sur les droits de l'homme et la biomédecine, The Convention on Human Rights and Biomedicine）

科学の進歩や社会的利益のために人間の尊厳が冒されてはならないとして1997年に策定された。

6. ヨーロッパ文化協定（La Convention culturelle européenne, European Cultural Convention）

教育、文化、ヨーロッパ文化遺産、スポーツ、青少年活動などの分野における政府間協調協力のベースをなすものである。本稿の中心課題として次章に詳細にとりあげる予定なので、ここでは項目のみを掲げる。

ヨーロッパ審議会はまた複数の加盟国と共通の関心と利害において特定の実践行動を行うことができるようなフレキシブルな協定を締結し、麻薬取引の禁止、ヨーロッパ薬事制度の確立、大災害予防などの領域においては部分的協定が成立している。

協調の優先課題

ヨーロッパ審議会の活動は、市民生活のあらゆる面に影響力を持つものであるが、その活動プログラムは、いくつかの重大な社会問題に力点を置いている。

a. 人権問題

ヨーロッパ人権協定によって提供される保護の範囲を拡張すること

裁判手続きを迅速にし、権利のリストに少数民族に属する人々の権利を付け加えること

b. メディアとコミュニケーション問題

表現の自由と情報の自由な流通を推進すること

c. 社会経済問題

ヨーロッパにおける社会正義と共同体内の弱者と社会的な被差別者にたいするより十分な保護を目的とするガイドラインを策定すること

d. 教育

青少年に民主主義的価値体系を伝達し、ヨーロッパの多言語多文化的環境における生活への適応性を育成すること

e. 文化と遺産

ヨーロッパの文化的アイデンティティの確立と文化遺産保護政策の施策を推進すること

f. スポーツ

万民のためのスポーツを推進し、厳格な倫理的原則を確立すること

g. 環境

自然環境の保護と「1995 ヨーロッパ自然保護年間」のような宣伝キャンペーンを組織すること

h. 地方自治体

民主化の推進を強力に押し進めること 地域的な連携協力関係を組織すること

i. 法整備問題

国家間の法律の近代化と調整、国家と生命倫理といった問題

j. 新しい民主主義諸国との協力に関する特別プログラム

ヨーロッパ審議会は中欧東欧諸国の民主的改革を推進し、その法制度を調整する援助と協力を目的とするプログラムを策定した。ヨーロッパ人権協定を推進し、審議会の活動においてまことのパートナーとなるよう援助しようとするものである。とりわけ民族的差別、外国人排斥、ユダヤ人排斥、特定人種排斥にたいしする行動計画を策定し、未来社会を担う青少年を、開かれた寛容な社会の支持者・指導者として育成することを目的としている。

ヨーロッパ審議会と文化政策（1）

1999年5月5日ヨーロッパ審議会は50周年記念を祝った。第3の千年紀の幕開けにおいて、ますますその役割の重要性と権限の実効を確認し、その活動を促進しようとしている。⁽¹²⁾

III. ヨーロッパ文化協定（*La Convention culturelle européenne, European Cultural Convention*）

ヨーロッパ審議会のさまざまな機能と役割のなかで、ヨーロッパ統合の集約的なエネルギーの源泉に働きかける文化の問題を対象とするものがヨーロッパ文化協定である。ここではヨーロッパ文化協定の概略を見ておきたい。

ヨーロッパ文化協定は1954年12月9日14ヶ国によってパリで調印された。発足当初からの加盟国は、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリー、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スエーデン、トルコ、イギリスである。今日では47ヶ国を数え、眞の意味で大陸的規模の国際事業となっている。その領域は、教育、文化、文化遺産、高等教育、学術研究、スポーツ、青少年問題の各分野に分かれる。

成立から半世紀を経る間に、ヨーロッパ青少年センター（European Youth Centre）、映画の共同製作資金ユリマージュ（Eurimage）、グラーツ・ヨーロッパ現代語センター（オーストリア）、ヨーロッパ遺産保全技術基金などさまざまな機関を設立してきた。

文化協定の枠内で策定される活動プログラムは、文化協定加盟国ばかりでなく、ヨーロッパ審議会と連携して教育、文化、スポーツの振興に積極的に関わるすべての国を対象としている。その組織は柔軟に設計されており、基本的には各国政府間機関であるが、非政府機関（大学、スポーツ団体）をも包摂する。そして文化協力審議会（Council for Cultural Co-operation）、スポーツ振興委員会（Committee for the Development of Sport）、4つの専門委員会（教育、高等教育、文化、文化遺産）、閣僚会議、専門化グループなどを擁する。

その目的は、ヨーロッパ社会において生起するさまざまな問題を処理すること、ヨーロッパ文化の保護、ヨーロッパにおける各民族文化の相違を認識しながら共通のアイデンティティを追求すること、ヨーロッパの多様な言語、歴史、文明の研究を促進すること、ナショナリズムと不寛容へと後退することのないよう最善の手段を講じることにある。

1993年ウイーン・サミットでは文化協力をヨーロッパ審議会の基礎のもっとも重要なひとつと位置づけることが再確認された。本邦ではこの協定自体が未だ未紹介と思われる所以、以下にヨーロッパ文化協定の全文を訳出しておく（ANNEXE）。

註

- (1) 通貨統合加盟国 1999年1月1日加盟 ベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトカル、フィンランドの11ヶ国、および2001年1月1日ギリシャが加わって12ヶ国である。

500, 200, 100, 50, 20, 10, 5ユーロ、7種類の紙幣の表面には、「窓」と「門」がデザインされており、各国の開放と協調の精神を象徴する。裏面には「橋」が描かれており、ヨーロッパ市民とヨーロッパならびに世界の他の地域とのコミュニケーションのメタファーである。8種類のコインは、2, 1ドルを金・銀色のハイメタルでデザインされており、表面は統合されたヨーロッパの地図、50, 20, 10セントは花形にカットされて、建設中のEUをなす各団フロノクの集合、5, 2セントには地球上でのヨーロッパの位置がデザインされている。裏面は各国独自のデザインを配することになっており、ベルギーはアルベール2世像、ドイツは鷲、ブランデンブルグ門、オークの枝、ルクセンブルグはアンリ大公像、オランダはペアトリクス女王像、オーストリアはエーテルワイスとモーツアルト像、ギリシャは牡牛に変身したゼウスの背に乗るエウローペ、ふくろう、スペインはセントルハンテスとサンティアゴ・デ・コンポステラ大聖堂、フランスは成長する樹木、自由平等博愛の文字模様、マリアンヌ像、アイルランドはケルトの豊饒アイル、イタリアはレオナルド・ダ・ヴィンチの人体図とホッティチュリのヴィーナスの誕生、ポルトカルはファンソ・エンリケス像、フィンランドはクラウドベリー、二羽の白鳥、ライオンが描かれている。したがってすべてを数え上げると103種になる。

- (2) この項を草するにあたって Council of Europe: A short History of the Council of Europe, Brève histoire du Conseil de l'Europe によっていることを明記しておく。
- (3) ヨーロッパ合衆国構想は、19世紀初頭からすでに始まっていた。その展開の中で2002年ユーロ通貨流通の年に生誕200年を迎える19世紀フランスのヴィクトル・ユゴーの名を逸することはできまい。ユゴーは、1850年「12の談話」のなかで、「いつかこの二つの巨大な仲間アメリカ合衆国とヨーロッパ合衆国が、海を越えて手をさしのべる日が来るだろう」と述べている。サン=シモン以来のこの構想は、1848年2月革命後の立憲議会議長フィリップ・ビュノシェに引き継がれていくが、1871年普仏戦争の勃発によって潰える。
- (4) オーストリアのリヒャルト・クーテンホーフ・カレルギーの「汎ヨーロッパ運動」とアリストイード・ブリアン仏首相の「ヨーロッパ連合」構想とを引き継ぎ、チャーチル自身も「ヨーロッパ連合運動」を組織する。ベルギー首相ポール・ヴァン・セーランドによる「ヨーロッパ経済強力同盟」(Ligue Européenne de Copération économique) の成立も同年である。
- (5) Statut du Conseil de l'Europe, Statute of the Council of Europe.
- (6) ここでヨーロッパ審議会文化協定加盟国47カ国を加盟時期にしたがって示す。同時に「ヨーロッパ審議会」44カ国ならびに「EU 加盟国」15カ国、「ユーロ参加国」12カ国を併記する。

ヨーロッパ文化協定締結国

	文化協定 批准年月日	ヨーロッパ審議会 批准年月日	EU 加盟国	ユーロ 参加国
フランス	1955年5月5日	1949年5月5日	EU	ユーロ
連合王国	1955年5月5日	1949年5月5日	EU	
アイルランド	1955年5月5日	1949年5月5日	EU	ユーロ
デンマーク	1955年5月7日	1949年5月5日	EU	

ヨーロッパ審議会と文化政策（1）

ベルギー	1955年5月11日	1949年5月5日	EU	ユーロ
ドイツ	1955年11月17日	1950年7月13日	EU	ユーロ
ノルウェー	1956年1月24日	1949年5月5日		
オランダ	1956年2月8日	1949年5月5日	EU	ユーロ
アイスランド	1956年3月1日	1950年3月9日		
ルクセンブルグ	1956年7月30日	1949年5月5日	EU	ユーロ
イタリア	1957年5月16日	1949年5月5日	EU	ユーロ
トルコ	1957年10月10日	1949年8月9日		
スウェーデン	1958年6月16日	1949年5月5日	EU	
ギリシャ	1962年1月10日	1949年8月9日	EU	ユーロ
オーストリア	1958年3月4日	1956年4月16日	EU	ユーロ
キプロス	1969年9月23日	1961年5月24日		
スイス	1962年7月13日	1963年5月6日		
マルタ	1966年12月12日	1965年4月29日		
ポルトガル	1976年2月16日	1976年9月22日	EU	ユーロ
スペイン	1957年7月4日	1977年11月24日	EU	ユーロ
リヒテンシュタイン	1979年6月13日	1978年11月23日		
サン・マリノ	1986年2月13日	1988年11月16日		
フィンランド	1970年1月23日	1989年5月5日	EU	ユーロ
ハンガリー	1989年11月16日	1990年11月6日		
ポーランド	1989年11月16日	1991年11月29日		
ブルガリア	1991年9月2日	1992年5月7日		
エストニア	1992年5月7日	1993年5月14日		
リトアニア	1992年5月7日	1993年5月14日		
スロヴェニア	1992年7月2日	1993年5月14日		
チェコ	1993年1月1日	1993年6月30日		
スロヴァキア	1993年1月1日	1993年6月30日		
ルーマニア	1991年12月19日	1993年10月7日		
アンドラ	1996年1月22日	1994年10月10日		
ラトヴィア	1992年5月7日	1995年2月10日		
アルバニア	1992年6月25日	1995年7月13日		
モルドバ	1994年5月24日	1995年7月13日		
マケドニア	1995年11月24日	1995年11月9日		
ウクライナ	1994年6月13日	1995年11月9日		
ロシア連邦	1991年2月21日	1996年2月28日		
クロアチア	1993年1月27日	1996年11月6日		
グルジア	1997年4月25日	1999年4月27日		
アルメニア	1997年4月25日	2001年1月25日		
アゼルバイジャン	1997年4月25日	2001年1月25日		
ボスニア・ヘルツエゴビナ	1994年12月29日	2002年4月24日		
ベラルーシ	1992年6月25日			

倉 智 怜 人

ヴァティカン市国 1962年12月10日
モナコ 1994年7月6日

- (7) Assemblée parlementaire, Parliamentary Assembly -Résolution 886 (1987) relative à la Conférence sur la sécurité et la coopération en Europe, Resolution 886 on the Conference on Security and Co-operation in Europe.
- (8) Comité des Ministres, Committee of Ministers- Déclaration sur le Rôle futur du Conseil de l'Europe, Declaration on the Future Role of the Council of Europe in European Construction, 5 May 1989, (on the occasion of the 40 th anniversary of the Organisation)
- (9) 「小史」によれば、これらのプログラムは「テモステネス・プログラム」「テミス・プログラム」「ロート・プログラム」と命名されているが、新憲法の策定、国内法とヨーロッパ人権協定間の調整、中央行政機関の再建、合法的な自治権の確立、メディア・報道の自立、地域の民主化の促進などの改革を目的としていた。換言すれば、ヨーロッパの民主主義国家共同体のフル・メンバーとなる諸条件の整備である。これらについては、稿を改めて検討したい。
- (10) 「ヨーロッパ審議会」の概要については審議会のオフィシャル・サイト上の以下の文書によった。

A propos du Conseil de l'Europe /About the Council of Europe

Raymond Weber (Director of Culture and Cultural and Natural Heritage)- L'Europe et la Culture./Europe and Culture

- (11) 「ウイーン・サミット宣言」付帯宣言II「少数民族」Annexes II Les minorités nationales
- (12) この項は以下の文書等膨大な資料によっているが、諸処そのまま訳出している部分もあることを明記しておく。

<http://www.coe.fr/fr/present/apropos.htm>

[http://www.coe/T/Communication et Recherche/Presse/Le Conseil de l'Europe.](http://www.coe/T/Communication et Recherche/Presse/Le Conseil de l'Europe)

<http://conventions.coe.int/Treaty>

ANNEXE

ヨーロッパ文化協定

ヨーロッパ審議会加盟国としてこれまで調印した各國政府は、
ヨーロッパ審議会の目的が、その共有財産である理想と信条を擁護し実現するために加盟国間のより緊密な連帯を図ることであると考え、
また、ヨーロッパ諸民族間の相互理解の促進がこの目的にむけての歩みを可能にすると考え、
また、これらの目標には、ヨーロッパ審議会加盟国一国間の文化協定の締結のみならず、ヨーロッパ文化の保全とその促進を図ることを目的とした共同の活動政策を採用することが望ましいと考え、
ヨーロッパ審議会文化協定の全加盟国、ならびにそれに同意する他の諸国において、他国の言語、歴史、文化またそのすべてに共通の文明の研究を促進するために全般的なヨーロッパ文化協定を締結することを決意し、
以下の通り合意した。

ヨーロッパ審議会と文化政策（1）

第1条

各協定署名当事国は、ヨーロッパの文化的共有財産に対する各国の寄与の進展を擁護し促すために適切な方策をとる。

第2条

各当事国は、可能な限りにおいて、

- a. 各国民に、他の加盟当事国の言語、歴史、文化の研究を奨励し、かかる研究が促進されるよう各の地域における便宜を図るものとする。そして、
- b. 他の加盟当事国の国土における言語あるいは複数言語、歴史、文化の研究を促進するように努力する。さらに自国における同様の研究を遂行できるように便宜を図るものとする。

第3条

各加盟当事国は、ヨーロッパ審議会の活動の一環として、ヨーロッパの利益に関わる文化活動の促進を目的として互いに協議する。

第4条

各加盟当事国は、可能な限りにおいて、第2条、第3条の適用のために、文化的価値を保有する人間や財の流通と交流をはかるものとする。

第5条

各加盟当事国は、その管理下に置かれたヨーロッパ的文化価値を有する文化財をヨーロッパの文化的共有財産とみなし、その保全のために適切な措置をとるとともに、文化財へのアクセスを容易にする上に必要な手段を講じるであろう。

第6条

1. 本協定の各条項の適用に関する規定と解釈に関する問題は、ヨーロッパ審議会の文化専門家委員会（Comité d'experts culturels, Committee of Cultural Experts）において審議するものとする。
2. ヨーロッパ審議会の非加盟国で、第9条4項の規定に従って、当協定に賛同するすべての国は、前項の定める会議に1名あるいは1名以上の代表を送ることができる。
3. 本条第1項に定める会議において採択された結論は、ヨーロッパ審議会閣僚会議に対して提言として付託される。ただし追加支出を伴わない行政的性格の事項のように文化専門家会議の権限に属する決定はその限りではない。
4. ヨーロッパ審議会事務総長は、審議会加盟国ならびに本協定に加盟するすべての国の政府について、本協定に関して閣僚委員会ならびに文化専門化委員会によって採択されるいかなる決定も、これを伝達しなければならない。
5. 各加盟国当事者は、閣僚委員会あるいは文化専門家委員会の決定に従って、当協定の規定の適用について各國においてとられているすべての措置についてしかるべき時期に事務総長に報告しなければならない。
6. 本協定の適用に関する提言が一定数の加盟国のみに限定されている場合には、現定数のみが重要である。それを遂行するのにヨーロッパ審議会の支出を伴わないものであることを条件に、第7条の規定に従ってかかる提言について考慮するものとする。

第7条

本協定の目的を達成するために、二国間あるいはそれ以上の当事者が、第6条第1項に定める以外の会議をヨーロッパ審議会本部において組織する場合には、事務総長はそれに必要なあらゆる行政的援助をなすものとする。

倉 智 恒 夫

第8条

- 本協定のいかなる条項も、以下の点についてこれを犯すことが許されるべきではない。
- あらゆる二国間の文化協定の各規定をその当事国の一国がすでに調印しているか、その後の協定の締結を当事国の一国がのぞましくないものとした場合の協定書の規定
 - あらゆる者にとって、外国人の入国、滞在、出団に関して当事国の領土において施行されている法律や規則にしたがう義務

第9条

- 本協定はヨーロッパ審議会の加盟国であれば自由に調印することができる。本協定はその批准の手続きがなされ、批准された協定書はヨーロッパ審議会事務総長のもとに付託されうるものとする。
- 3署名国が批准書を付託した場合、本協定はこれらの政府にたいして効力を発することになるであろう。
- その結果として批准したすべての署名国にたいして、本協定はその批准書の付託された日付において効力を発することになるであろう。
- ヨーロッパ審議会閣僚委員会は、ヨーロッパ審議会に加盟していないヨーロッパのいかなる国にたいしても、一定の期間と条件のもとに本協定に加盟するよう勧誘することを満場一致をもって決定することができる。このような勧誘を受けた国は、すべてヨーロッパ審議会事務総長にたいして批准書を付託することによって、本協定に批准することができる。このような加盟は上記批准書が受理された日付をもって発効するものとする。
- ヨーロッパ審議会事務総長は、審議会加盟国ならびに本協定加盟国すべてにたいして加盟批准書の提出があったことを周知しなければならない。

第10条

すべての加盟当事国は、ヨーロッパ審議会事務総長にたいして誓約書を提示することによって、本協定の規定が適用される國土を明示することができる。

第11条

- その発効から5年が経過した後には、いかなるときにも本協定は各加盟当事国によって破棄されることができる。この破棄通告は、ヨーロッパ審議会事務総長に通告を提出することによっていおこなわれ、事務総長は他の加盟国にこれを周知せしめるものとする。
- この破棄通告は、ヨーロッパ審議会事務総長によって受理された日から6ヶ月後に關係する当事国に対して効力を発するものとする。

1954年12月19日パリにおいて英語・フランス語によって批准され、この2言語による批准書を等しく正本として、1部をヨーロッパ審議会文書館に保管する。事務総長は、各審議会加盟国と本協定加盟国に正規の写しを送達するものとする。

付 記

本論を草するに当たって、これまで千葉大学社会文化科学研究科博士課程の古川和美、野澤督、芳賀理彦の諸君、文学部大川麻紀子、根本明子、伊藤美智子の諸君、武藏大学大学院修士課程代田和之、大木敦子の諸君が、この調査に献身的に関わってくれたことを明記しておきたい。